

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部改正について

1 改正の背景

「小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則」は、小田原市が自転車競技法に基づいて施行する自転車競走（競輪）に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器によるキャッシュレス投票に関し、必要な事項を定めています。

現行の規則は、専用の電子識別カードを用い、場内に設置された端末機器で入出金や投票（車券購入）を行うキャッシュレス投票システムを想定していますが、令和3年4月以降、一部の競輪場や場外車券売場において、施設内の無線インターネット環境（Wi-Fi）を通じて接続された専用サイトから、自分のスマートフォンやタブレット端末等を用いて行うキャッシュレス投票システム（以下「新システム」という。）が導入されました。

小田原競輪場内では、現在いずれのキャッシュレス投票システムも導入していませんが、新システムが導入された他の競輪場や場外車券売場において、小田原市営競輪を場外発売する際に、新システムによるキャッシュレス投票を行うことができるようにするため「小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則」を改正するものです。

2 改正内容について

(1) 改正内容

ア キャッシュレス投票において、新たに高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器を使用した車券の販売を実施することとし、その投票の方式に高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器を使用して車券の購入内容を入力することを追加することとします。（第1条及び第5条関係）

イ キャッシュレス投票契約を締結したときに、加入者（キャッシュレス投票により車券を購入できる者）は電子識別カードの暗証番号及び新システムのパスワード又はそのいずれかを定めることとします。（第9条関係）

ウ 市長が作成する加入者台帳の記載事項を次のとおり追加及び変更することとします。（第11条関係）

(ア) 追加する事項 パスワード

※加入者がパスワードを定めた場合に限り記載することとします。

(イ) 変更する事項

改正後	改正前
暗証番号（暗証が番号を定めた加入者に限る。）	暗証番号

(2) 用語の説明

ア 競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器とは

現行の規則で想定している競輪場や場外車券売場内に設置されたキャッシュレス投票専用の端末です。各個人が会員として登録し、発行された専用の会員用ICカードを用い、入出金や投票を行います。入出金や投票を行う際には、「暗証番号」の入力が必要です。

イ 高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器とは

個人が所有するいわゆる「スマホ」や「タブレット」と呼ばれる機器を指します。

※今回の規則改正では、この個人所有のスマホやタブレットを用い、新システムが導入された競輪場や場外車券売場内のWi-Fiを介して専用サイトに接続することで、キャッシュレス投票を行うことができるようになります。専用サイトにログインする際には「パスワード」の入力が必要です。

3 新システムの概要

今回の規則改正により対応しようとしている新システムは、現行の専用端末とカードを用いたキャッシュレス投票に加え、専用サイトより場内Wi-Fiを介してスマホやタブレットを用いての投票が可能になります。

株式会社チャリ・ロトが開発した独自システムであり、「CLAP（クラブ）システム」の名称でリリースされたものです。

令和3年11月現在、前橋競輪場（群馬県）、クラブ石鳥谷（岩手県）、クラブかしま（福島県）の3場で導入されています。

新システムの導入効果としては、お客様の利便性の向上、接触機会減による新型コロナウイルス対策、車券発売機配置及び保守運営の効率化等が挙げられています。

なお、現在小田原競輪場内にはいずれのキャッシュレス投票システムも導入されていません。

【参考】キャッシュレス投票サービス「CLAP システム」について（別紙関係資料参照）
株式会社チャリ・ロトホームページより「キャッシュレス投票サービス「CLAP システム」リリース および「クラブ石鳥谷」運営開始のお知らせ」

4 規則の施行予定日

公布の日から施行（令和4年1月末予定）